

教育民生常任委員会
決算・予算常任委員会教育民生分科会

(平成29年9月15日)

○ 荒木美幸委員長

皆様、おはようございます。それでは、ただいまより決算常任委員会教育民生分科会を始めさせていただきます。

本日は昨日に続きまして、こども未来部所管の議案につきまして審査を続けていきたいと存じます。

なお、昨日、障害児相談支援事業につきまして追加資料の請求がございましたので、本日はその追加資料の説明から始めさせていただきますと思います。

なお、資料につきましては皆様のお手元にA4、1枚の紙ベースでお配りをしておりますので、ご確認をいただきたいと思います。

それでは、資料の説明を求めます。

○ 清水あけぼの学園長

あけぼの学園、清水でございます。おはようございます。

昨日、加藤委員のほうから、障害児相談支援費の基準とあけぼの学園の対応状況について、比較がわかるような資料ということでご請求いただきました。その資料を作成してまいりましたので、それについて説明をさせていただきます。

まず、左側に障害児相談支援費の算定についてということで、こちらのほうは平成24年3月30日に厚生労働省から第16号という通知でいただいたものでございまして、その第4の1というところに障害児相談支援費の算定についてという表記がございます。これについて、説明をまずさせていただきます。

指定障害児相談支援の提供に当たっては、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業の人員及び運営に関する基準に定める以下の基準のいずれかを満たさない場合は、所定の単位数を算定しないものとするということです。

まず1番目が、障害児支援利用計画の作成に当たってのアセスメントに係る障害児の居宅への訪問による障害児及び家族への面談などということでございます。こちらのほうで、アセスメントについてちょっとわかりづらいというところがございますので、下に先ほどの基準の第15条第2項第5号を表記させていただいております。こちらのほうについては、相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成に当たっては適切な方法により、障害児に

ついて、その心身の状況、置かれている環境及び日常生活全般の状況などの評価を通じて、障害児の希望する生活や、障害児が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握を行わなければいけないということです。この部分がアセスメントと言われておる部分でございます。

一方、右に移っていただきまして、あけぼの学園での対応状況でございますが、まず、あけぼの学園に児童と保護者が来ていただいて面談を行っております。大体来ていただくのは、保護者様もあけぼの学園での活動を知りたいということで10時ぐらいに来ていただいて、常に来ていただいている子供の姿も見ていただきながら面談を行っておるというのが状況でございます。

心身の状況の把握でございます。こちらにつきましては、身体状況、運動機能、行動面、コミュニケーション、社会性、知的能力などにつきまして、あけぼの学園のホールや相談室で、子供の動きや他のお子さんとのかかわりにつきまして観察を行っております。また、必要に応じて理学療法士などの専門職による観察も行っておる状況でございます。

児童が置かれておる環境の把握につきましては、家族構成、経済状況、本人とかかわりを持つ機関・人物等について、保護者からの聞き取りによって把握しております。

日常生活全般の状況の把握というところでございますが、日常の過ごし方や遊ぶ場所、受診を含む生活歴等について保護者からの聞き取りによって把握しております。

保護者の意向・希望の把握ということで、相談に至った経緯や、児童の気になること、保護者の意向・希望などについて、保護者からの聞き取りによって把握しております。

このような聞き取りを行った上で、居宅訪問等が必要というような形で考えられる場合は、改めて別の日に居宅訪問を実施しておる状況でございます。

算定基準のほうの2番目でございます。障害児支援利用計画案の障害児及びその家族への説明並びに障害児または障害児の保護者の文書による同意ということでございます。

こちらにつきましては、あけぼの学園では、保護者に対しまして、お子さんの課題や課題解決に向けての必要な支援の内容等を障害児支援利用計画案として内容を説明させていただきまして、保護者様からの同意をいただいております。

3番目、障害児支援利用計画案及び障害児支援利用計画の障害児等及び担当者への交付ということでございます。保護者様に利用計画案の交付、利用計画の交付を行うとともに、サービス事業所のほうにも同様に交付を行っておるという状況でございます。

4番目につきまして、サービス担当者会議の開催等による担当者の説明及び専門的な意

見の聴取というところでございます。障害児支援利用計画案ができました段階で、サービス事業所の児童発達支援管理責任者と一緒に会議を行いまして、児童の課題や、あけぼの学園が多くなるんですけれども事業所における支援内容がどういうことができるかというのを説明させていただいて、そちらのほうからまた意見も聴取すると。

この意見聴取については、その後に作成されます障害児支援利用計画――案が取れたもの――に反映をして作成して提出するというような流れになっておりまして、あけぼの学園におきましては、この利用計画の作成、内容につきましてはこのような手順を踏んで行っており、十分なものであると思っておる状況でございます。

あけぼの学園ではこのような形で利用計画をつくっておりまして、平成28年度の障害児相談支援費といたしましては、1208万5280円を受けておるといような状況でございます。

追加資料の説明は以上でございます。

○ 荒木美幸委員長

ありがとうございます。資料の説明はお聞き及びのとおりでございます。

それでは、これより質疑に入ります。

ご質疑のある委員の方は挙手にてご発言を願います。

○ 加藤清助委員

きのう請求させていただいた資料を今説明いただいて、問題になっているのは、先の一般質問の中で明らかになった事柄だというふうに思います。この左の列に算定基準が（１）から（４）まであって、それに対するあけぼの学園での実際の対応状況との比較表を見せていただいて、説明を聞いて、下の（２）、（３）、（４）は何ら問題なく適合しておるのかなというふうに僕は受けとめました。やっぱり、最大は（１）の算定基準に明記されている、（１）の上段にある、計画の作成に当たって、障害児の居宅への訪問による障害児及び家族への面談等という項ですよね。これがあけぼの学園では、いやいや、今まで、きのうの質疑の中でも、限られた体制の中で利用計画を作成しているので、100%居宅への訪問ができずに作成して、結果、平成28年度、1208万円の支援費を頂戴しておったということで、だから、基準はご存じだったと思うんですけれども、この基準に照らして、理由が、限られた体制だもんで全部100%訪問できなかったなんだよということが理由だと思うんですけれども、そのことがこの基準に許容されるかどうかというところが争

点かなと思って、きのうも県や厚生労働省に問い合わせしたら、いやいや、県は何だか答えられないとか言うておったとか記憶があるけど、厚生労働省は、言ったら、まだだと言うておったもので、それを早くやらないかんやないかと言って、この決算認定で僕らがこの算定基準に適合しているかどうかという判断を、我々として解釈をしなきゃいけない立場だと思うもので、この字面を見る限りは、ん、と首を傾げちゃう。すんなり、素直に読み取れば、これは居宅への訪問による等とは書いていないもので、よく行政の基準である、等というのはないもので。そうすると、質問でも言われておったように、違うじゃないか、返還請求を受ける可能性もあるんじゃないかというふうに言われておったもので、だから微妙なところだなとまずは受けとめていますが、この主要施策実績報告書の98ページに、障害児相談支援事業、これは人数のあれしか載っていないですけれども、平成28年度の利用計画の作成が250件かな。右側がモニタリング延べ676と書いてありますが、250件は、利用計画作成だから250人と読みかえてよろしいのでしょうか。

○ 清水あけぼの学園長

250人ということではなくて、250件になります。申しわけないです。下の単位が件になっておるんですが、途中で利用計画を再度作り直す場合もございますので、そういう数もカウントをされております。

○ 加藤清助委員

資料の上に、括弧で単位は人って書いてあるで。

○ 清水あけぼの学園長

延べ250人という形で読んでいただきたいです。

○ 加藤清助委員

利用計画は延べ250人と読みかえると。その右のモニタリング延べ676というのは、さっきの利用計画作成の基準のところからいくと、居宅訪問もあったんだと思うんですけれども、居宅訪問していないのも含めて、利用計画作成に当たって延べ676、これは、人になるのかな。

○ 清水あけぼの学園長

人でございます。

このモニタリングにつきましては、この利用計画が作成されまして、私ども、児童発達支援の事業所もやっておりますので、そちらのほうでお子様が利用を始めていただいたときに、1カ月目、2カ月目、3カ月目、それと最終月と、最終月の6カ月前ということでモニタリングを行うようにという規定がございまして、その数でございます。

○ 加藤清助委員

そうすると、あけぼの学園の場合は、基準との関係で、居宅訪問によるモニタリングや利用計画の作成と、学園に来ていただいたときにモニタリングをして利用計画を作成した、その構成、割合はどういうふうなんですかね。居宅訪問して作成したのがどれぐらいで、訪問してなくて作成したのがこのうちの何件、何割ぐらいというのはわかるんですか。

○ 清水あけぼの学園長

このモニタリングレポートとかその辺に、作成書類にどこどこで面接をしたというところら辺の記載がございませんもんで、正確な数としてはかなり拾うのが難しい状況でございます。

ただ、感覚的に1割程度、1割に満たない程度を居宅訪問しておるとというのが現状だと思っております。

○ 加藤清助委員

居宅訪問を、基準を素直に読んでやったのが1割ぐらい。

○ 清水あけぼの学園長

そうです。実際、あけぼの学園でアセスメントは一般的には全て終わらせておるとというのが状況でございます。そして、問題があるようなケースについて、居宅訪問を行っておるとというのが現状でございます。

○ 加藤清助委員

そうすると、大半は、この基準で示している居宅訪問によるということではなくて、作

成してやってきているということですよ。

この障害児相談支援事業というのは、ほかの類似の施設でもやっていると思うんですよ、当然。それが、県内に幾つあるか、全国にあるんだろうと思うけど、そういうところでの利用計画の策定、モニタリング、この支援費の算定にかかわるといのは、情報とか、よそはこんなふうにやっておるよということも知っていてやってみえたんか、調べたりしたことはあるんですか。一般質問の前後から今日まで含めて。

○ 清水あけぼの学園長

今回ということでは照会等は行っておりません。ただ、日本知的障害者福祉協会というのがございまして、そちらのほうのちょっと古いデータは持ってはおるんですが、実際、居宅訪問を行っておるというのが、こちらについては平成26年度のデータでございますもんでちょっと古いんですが訪問を行っておるというのが18.5%ぐらいというようなデータは持っております。

○ 加藤清助委員

もうそうすると、ほかの施設でもこの基準はあるけれども、居宅訪問は——どれぐらいの分母がわからないですけど——そこの日本の何とか協会の調べ、データでは18.5%ぐらいしか居宅訪問して利用計画を作成していないというデータはあるということですね。

そうすると、ここから先は、例えばそういうことが厚生労働省だとか会計検査院の目にとまったときにどういう判断を下すかということに、そっちのルートではなっていくと思うんですね。だから微妙な感じかなと今の瞬間は思わざるを得ないというところであります。とりあえず。

○ 荒木美幸委員長

ありがとうございます。

他にございますか。

○ 小川政人委員

僕はある程度このことに詳しくないんで教えてほしいんだけど、さっき1208万円という金額が、何がしというのが出たよね。だから、その1208万円のというのは、この250件や

ったことに対して1件幾らとか、それとも実費費用なのか、その辺、ちょっとわからん。

○ 清水あけぼの学園長

この障害児相談支援の支援費につきましては、1件当たり幾らという単位数が決まっております。それを掛けるという形になります。利用計画については単位数がちょっと不明確なんですけど、1600単位程度、モニタリングについては1300単位程度ということで、あと、地域補正が1単位当たり10.6というような形になっております。

○ 小川政人委員

これ、書いてあるのをそのまま読んでいくと、90%は単位が足らんのに請求したというふうにもとれるわけやね。いずれかを満たさないものは単位数に算定しないということで、居宅訪問をしているのは全体の1割ということでいくと、9割は単位がないのに支援費の請求をしたということに捉えられても仕方がないのかな。そんでええのかな。僕の考え方、間違うとったら。

○ 荒木美幸委員長

そこ、明確にお願いします。

○ 清水あけぼの学園長

1点の利用計画を仕上げたら1600単位というような形になります。

○ 小川政人委員

だから、1600単位というのは、何ていうの、居宅訪問というのも入っているわけだよね。入っていないの。

○ 清水あけぼの学園長

入っていると思っております。

○ 小川政人委員

だから、1600単位で支援費が出るんやったら、単位が足らんのに請求しておったという

ことでええのかな。それとも、そういうことは含まずに、ただ作業して実費請求したというので、居宅訪問の分は支援費として請求していなかったというならそれはそれでいいんやけど、単位を取って初めて請求できるものであったとしたら、単位がないのに請求したということになるわけやわな。

○ 清水あけぼの学園長

私どもとしましては、しっかりした利用計画を作成したら単位をいただけるというような判断をしておいた状況です。

○ 小川政人委員

そんなこと書いてあらへんやん、ここに。

いずれかを満たさない場合ということやで、しっかりした利用計画をつくったら、それは単位を満たしたということになっていないですわね。いずれかの、1番の中に居宅訪問というのがあるわけやから、その部分でいくと、見解の相違かわからんけど、厚生労働省の基準でいくと居宅訪問していなかったらあかんよということが書いてある中で、いや、しっかりしたもんはつくられておいたらそれで大丈夫やよというただし書きでもあったら別やけど、そこはないもんで、これ、一般質問で指摘されたんやろうと思うんやけどな。1600単位のうちのわずかなところやろうと思うんやけど、居宅訪問が何単位という、そんなんあるの。

○ 清水あけぼの学園長

その1600単位の内訳については公表されておきませんので、わからない状況でございます。

○ 荒木美幸委員長

よろしいですか、小川委員。

○ 小川政人委員

僕らが判断する、だめとか、いいとかというのの部分の前に、規則がきちっと守られていなかったというところやろうと思うんやわ。

こないだ、どこかで警察官が道路標示を許可なしにばばっとつくって、公安委員会から怒られたというのがあって、結局、地域からの要望は警察に上がっておったんだけど、その途中の処理を怠って、道路標示とか、地域の要望に応じてつくってしまって、多分何か処罰を受けた警察官がおったと思うんやけど。だから、結果的には地域の要望には応えたんだけど、手続上の瑕疵があったというところなんやろうと思うんやけど、だから、ここもきちんをつくったんやけど、途中の手続上の瑕疵があったと言われたら、それはそれで仕方ないことかなと。書いてあることを読んでいくとね。このことについて厚生労働省がどう考えるのか、全額返せとは言わんやろうと思うけど、何らかのペナルティがあるのかなのか、そこをちょっと、そこがわからん。早急にこれ、処理したほうがええのと違う。本省に問い合わせせてでも。

○ 荒木美幸委員長

今のところ、答弁は求めますか、小川委員。

○ 小川政人委員

うん。早よしてほしいな。

○ 清水あけぼの学園長

この辺につきましては、まず実地指導というような形で私どものほうにこども発達支援課のほうが入っていただくというような形にはなってくると思うんですが、その中で、どのような状況かというところ辺で実態を厚生労働省等に照会していただくというのが一般的な流れではないかと思っております。

(発言する者あり)

○ 小川政人委員

だからさ、一般質問でこういう疑義が出されて、そんな、一般質問が終わったら委員会でこっちが資料要求する前にそっち側から一般質問の件はこういうことですよと説明するぐらいは先に、要求される前にしたほうがよかったんとかやうかなと僕は思っているけど。現実的には事業として完璧ではなかったわけやわな、手抜きがあったという。手抜

きというと怒るかもしれんけれども、書いてあることから見たら手抜きやわな。だってあんた、家庭訪問するということは、家の状況とかそういうことも一つの判断材料になるんですよ。日常生活全般的な状況とか、そういうことが家庭訪問に行って、経済状況とか家族の状況とかというのは家庭訪問してわかることであって。来てもうて話を聞くだけで全てがわかるとは思わへんで、そのために家庭訪問というのは——居宅訪問か——あるんやで、事業としては完璧に、きちっとマニュアルどおりに事をやっていなかったというふうな。人手が足らんというのは、それは確かにかわいそうな面もあるんやけど、そんなもの体制を整えるべきことであってな。1人の人のせいではないけれども、全体としてはきちっとした体制を整えて仕事をするべきもんだよな。

○ 荒木美幸委員長

小川委員、よろしいですか。

○ 加藤清助委員

だから、これ平成28年度の決算なんだけど、平成29年度も同じことをやっておると思うんやわね。

変わったの。

○ 清水あけぼの学園長

ご指摘をいただいてから、変えるという方向で動いております。

○ 加藤清助委員

変えられるの、この基準通りに、全部訪問。いや、限られた体制なもんでできなかったって言うておって、平成29年度、体制がふえたん。来月からふやすって、そんなことできへんしさ。

僕思うけど、来年度、これ全戸訪問をするのに必要な体制がどれだけ必要なんかということも定量計算しないといかんし、それは人事にかかわる話やもんで、そう簡単に僕はいくとは思わへんもんで、だから平成28年度、これが所定単位を、算定基準を満たしているかしていないかというのは、それは別のルートのところの判断にもかかわる問題だけど、その指摘を受けて平成29年度、少なくとも今日までは前年度と同じようにやってきたと思

うもんで、かといって、100%居宅訪問できる力量が現場にあるかといったら、ないと僕は思うもんで、そうすると、平成29年度まで、少なくとも2年間は続くわけじゃないですか。そうすると、来年度の決算のときにまた浮上してくる問題になるし、下手すると次の年度にもまたがっていくから、やっぱりここはグレーかどうかというのをはっきりさせるというそちら側の、行政側の意志を示してもらおうのと、これはもう1208万円、何というの、算定してもらって入っておるわけやわな、決算やで。それはもう入ってもらったやつをこっちから返すというふうにするのもしにくいやろうし、逆に言うたら、返せと言われてきたら、これはまた汚点がつく、そして公表されるということにもなるから、その行政としての判断を僕らに示してもらって、僕らは議会として、大変な人出の中でそれが限界やったんやというふうにとりあえずは認めていくかどうかということやわな。

○ 小川政人委員

だけど、悪いということに、一般質問で間違いに気がついて、それから居宅訪問をしているということを言われたんやわな。だから、今までのやり方とは変えたわけやから、それは人が足る足らんというよりも、残業をふやして、担当者の負担がかかるわけやわな。今のところは結局は残業をふやして。来年度は人員をふやしてもらえるのかももらえないのかどうかは知らんけど。だから、そこはもう今までのやり方はだめやったということは理解して、やり方を変えているんやで、それはそれで、その人の仕事の、今度は残業がふえとかそういうものをどう処理していくかというだけであって、その後、返さんでもいいのかというのは僕らの判断じゃないで、返してくれと言われたら返さんならんし、そこは汚点が残るといっても、もうしてしまったことやで、今さら返そうが返すまいが、ルール上は違反なわけやで、返さんでもよかったら決算としては間違いないし。返せと言われると、ちょっと違うやんかという話になるな。それを審査するまでに、先に答えを出してほしいな。

○ 樋口博己委員

古いデータで18.5%を居宅訪問したという数字を言われたんですけれども、それは古い数字なのでまあそういうことなんでしょうけれども、これは実態として、平成27年度決算でもこの利用計画、モニタリングと数字が出ていますけれども、これはいつからこの事業がスタートして、以下の四つの条件というのは必須やったんですかね。それとも、事業を

スタートして、ここまでには体制を整えてきっちりやれよという指示なのか、その辺はどうか。

○ 清水あけぼの学園長

こちらのほうは、平成20年児童福祉法の改正によって創設された事業でございます、私どもとしましては、平成26年度、平成27年の1月から取り組んでおります。実際、この障害児相談支援費の受け入れは、平成27年度4月から受け入れをしておる状況でございます。

○ 樋口博己委員

その経過はわかるんですけど、平成27年1月からこういうルールのもとで居宅訪問も必須ですよという指示なんですか。スタートをするに当たって、準備期間とか移行期間とかそういうのはないという理解でいいんですか。

○ 清水あけぼの学園長

この追加資料でお示しした資料は、平成24年の3月30日に発せられておりますので、それ以降このままだと思っております。

○ 樋口博己委員

そうすると、全国的にもこのルールが守られていなかったという意味ですか、この過去の18.5%ですという答弁をされると。それはどうなんですか。

○ 清水あけぼの学園長

守られているかどうかというのはわからないんですけども、データとしてはそういうデータを持っておるということでございます。

○ 樋口博己委員

そうしたら、平成27年度、平成28年度に対して利用計画のモニタリングも人数がふえておるんですけど、利用計画は187人から250人に。モニタリングは451人から676人になっているんですけど、これは人員の体制は拡充されたんですかね。

○ 清水あけぼの学園長

相談支援専門員につきましては、毎年研修に派遣をしております、兼務にはなるんですができる人間をふやしてきたという状況でございます。

○ 樋口博己委員

兼務ということは、もともとの仕事があると思うんですけども、それは軽減されたという意味ですか。できる人をふやしても、結局は業務量全体がふえてくるわけなのでという話ですよ。その話は、兼務しているからいいんだという話は去年の決算でもしたはずなんですけれども、それは解消する方向でというような答弁だったというふうに記憶していますけど、それはどうなんですか。

○ 清水あけぼの学園長

実際の話、兼務の職員をふやしてあいた時間にやり切ってきたというのが現状でございます。ただ、今年度につきましては再任用の職員さんが1人ふえたというのと、昨年度も臨時職員さんが途中から来ていただいておりますという状況はございますし、今年度も臨時職員さんに1名、来ていただいておりますという状況でございます。

○ 樋口博己委員

今、やり切ってきたという表現をされたんですけども、やり切れてはいないと思うんですよ。先ほど加藤委員からもありましたけど、平成29年度は臨時職員の方が1人ふえて、これは居宅訪問は、平成28年度1割程度からどれぐらいまでふやせそうなんですか。

○ 荒木美幸委員長

今年度ですので平成29年度。

○ 樋口博己委員

平成29年度はどれぐらいの居宅訪問の割合を、1割からどこまでふやす取り組みなんですか。

○ 清水あけぼの学園長

できれば全数行きたいとは思っております。ただ、どうしても1人当たりのキャパというのがございますので、計画がちょっと滞る部分は出てくる可能性はあるなどは思っております。

○ 樋口博己委員

しっかりとした体制をつくっていただくとともに、ちなみに相談員ですかね、専門員ですかね、そういう方は今何名みえるんですか。対応できる方は。

○ 清水あけぼの学園長

一応専任として1名ですね。兼務状況で11名というような形です。

○ 樋口博己委員

そうすると、これは今年度の現状ですよ。専任1名ということは、再雇用か嘱託の方が専任1名という意味ですか。

○ 清水あけぼの学園長

専任の1名は正職員を置いております。

○ 樋口博己委員

これ、そうすると、専任1名と兼職11名で、実質専任の人数計算としては何名という計算をしているんですか。

○ 清水あけぼの学園長

今ですと、2.9人というような形で考えております。

○ 樋口博己委員

これで今年度はやり切ろうとしているということですね。次年度に向けてもしっかりと体制を整えていただきたいのと、あと、ちょっとこの11名の実態がわからぬので何とも言えないんですけど、過度に残業を強いて達成するという話ではないと思いますので、しっ

かりとした体制を考えていただきたいと思います。これは決算認定どうこうという話と、体制をしっかりとやってくれという話は別次元やというふうに捉えていますので、それはそれで、また違うそれぞれの判断をしていただきたいと思います。

○ 三平一良委員

従前から厚生労働省の判断を仰ぐわけでしょう、判断は。

○ 清水あけぼの学園長

はい。最終的にはそういう形になっていくんだと思っております。

○ 三平一良委員

それじゃ、何ですぐ聞かんの。そんなんすぐ聞けるやないの。なんやったらもう中川議員通じて委員長が聞いてよ。

○ 荒木美幸委員長

昨日の答弁で、今問い合わせ中で、まだ返答が戻っていないというふうに、きのう説明があったかと思いますが、それでよかったですか。

○ 小川政人委員

県だけやな。

○ 荒木美幸委員長

厚生労働省のほうには直接はまだ問い合わせは、できるのかどうかも含めてですけれども、できていないと。

○ 清水あけぼの学園長

三重県を通じてという形になりますので、三重県のほうからは、いわゆる障害児相談支援についてはこういう基準を遵守してくださいという回答はいただいておりますが、返還等についてはまだいただけないというような状況でございます。

○ 荒木美幸委員長

三平委員、ということですからけれども。

○ 三平一良委員

いやいや、すぐに聞けると思うんやけどさ。

○ 小川政人委員

県を通じて金が入ってくるの、金の流れは。国からもらえるの、この金は。

○ 荒木美幸委員長

お金の流れについて。

○ 清水あけぼの学園長

お金につきましては、こども発達支援課のほうに国、県から入ってきておるとは思うんですが、私どもにつきましては、こども発達支援課が委託しておる状況だと思うんですけども、三重県の国民健康保険連合会、そちらからお金が入ってくるというような形でございます。

○ 小川政人委員

ちょっとようわからなんだんやけど、国、県からこども発達支援課に入ってきて、国民健康保険連合会からまたという、どういう流れか。

○ 牧野こども発達支援課長

こども発達支援課の牧野です。

請求の流れとしましては、あけぼの学園さんがサービス支援をして、あとオンラインの、パソコンのほうで三重県国民健康保険連合会のほうへ請求を上げていただきまして――ほかのいろんな放課後等デイサービスの事業なんかも合わせてですけれども――そちらのほうで審査したものが我々のほうへ支払いの請求という形で来ます。その1年分の形で国の負担金、県の負担金という形で我々がまたいただくというような形になります。

○ 小川政人委員

保険のほうで一旦立てかえて、その部分については、また国へ請求されて、100%国からも出てくる。

○ 牧野こども発達支援課長

流れ的には、我々が三重県の国保連合会さんのほうへお支払をさせていただいて、国保連合会さんが各事業所に分けて払うというような形になります。

負担金としては、国が2分の1、県が4分の1ということになります。

○ 小川政人委員

国が2分の1、県が4分の1、あとの4分の1はそうすると国民健康保険が持つと。

○ 牧野こども発達支援課長

いや、市費ということになります。

○ 小川政人委員

市費なの。

○ 牧野こども発達支援課長

はい。

○ 荒木美幸委員長

小川委員、よろしいでしょうか。

他に。

○ 萩須智之委員

この(1)の第2項第5号があって、第6号をご紹介いただきたいんですが。

○ 清水あけぼの学園長

第6号ですね。相談支援専門員はアセスメントに当たっては障害児の居宅訪問をし、障

害児及び家族に面接しなければならない。この場合において、相談支援専門員は面接の趣旨を障害児及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならないと書いてございます。

○ 萩須智之委員

ありがとうございます。

委員の皆さん議論されている中で、やはり現場の支援員さんの方1名と兼務の方ということでのいである現場の台所事情がもう透けて見えまして、本当に悲鳴が聞こえてくるようなんですが、私は法律に詳しくないんですけど、文面通りに受け取ると、やはりちょっと問題があるのかなということ、第6号の内容からすると訪問というのが必要なのかなというふうには捉えるんですけど、慣例でこうなっているのかというのがあるとは思いますが……。

これをどう捉えられるかだけ、ちょっとご意見を伺いたいです。

○ 清水あけぼの学園長

第6号については、当然この算定についての通知のもとになるものでございますので……。

(発言する者あり)

○ 清水あけぼの学園長

必要なものであるとは思っております。ただ、算定についてはこのような形で表記されておりますので、こちらのほうに出させていただいたような状況でございます。

(発言する者あり)

○ 荒木美幸委員長

では、50分ほど時間も経っておりますし、今、第6号の部分が記載されていないということでご意見もいただきました。ここにこの第6号の文章をプラスして、再度資料をつくっていただくことは可能でしょうか。

(発言する者あり)

○ 荒木美幸委員長

別でよろしいですか。第6号だけ抜き取って。

第6号のコピーだけということですが。それならそれほどお時間はかからないかと思いますが、学園長、よろしいでしょうか。少し休憩時間をとりますので。

○ 加藤清助委員

今までの質疑にかかわって、関連する第6号が出てきたけど、ほか何号まであるのか知らんけど、審議にかかわるようなことであつたら、隠さずに出しておいたほうがいいと思うけど。

○ 牧野こども発達支援課長

児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準というのがございますので、これ全部コピーしてお渡しさせていただきたいと思います。

○ 荒木美幸委員長

準備にどれぐらいお時間が必要でしょうか。

(発言する者あり)

○ 荒木美幸委員長

9部ありますか。

(発言する者あり)

○ 荒木美幸委員長

でも、いずれにしても、ここで10分、では休憩をとらせていただきますが。いいですか。

(発言する者あり)

○ 荒木美幸委員長

今、お手元の資料を確認をしていただいたかと思いますが、ご質疑のある方はご発言をお願いいたします。

萩須委員、よろしいですか。

○ 萩須智之委員

繰り返しますけど、法律というのはどこら辺まで文面を額面どおり受け取るのかというの、難しいところがあると思いますので、最終判断は厚生労働省がどう認めるかということもあると思いますので、私個人としてはその能力はないので、読み解く能力のある方にご助言をいただきたいところなんですけど、お願いします。

○ 荒木美幸委員長

一つだけ確認させていただいてよろしいでしょうか。

この法律の中に、やらねばならないというふうに書いてある部分が議論になっているわけですけども、やらなかった場合の罰則規定のようなものはここに記載されているんですか。

○ 牧野こども発達支援課長

済みません、ちょっと今、手元のものをお配りしてしまっただけなんですけれども、罰則というような形での規定は書かれていなかったかと思います。

○ 荒木美幸委員長

ありがとうございます。

○ 樋口博己委員

さまざま議論がされてきたんですけども、加藤委員がおっしゃったように、今後の考え方を明確にされないと、いろんなこと、質疑はどんどんあると思うんですけど、なかなか

か判断するに当たらないのかなと思うんですが。加藤委員の意図はそういうことだと思うんですけど、例えば部長が明確に今後の方針をしっかりと示す中で、どう判断するかというのはあるかと思うんですけど。

○ 加藤清助委員

もちろんそれが大きいですよ。だから、部長が判断するにしても、根拠がなきゃ部長も行政としての判断や対応について言えないですよ。だから、それを三平さんとかほかの方も厚生労働省の見解はこうだ、市の行政としては、許容範囲に当たるとか、いや、当たらないとか、いうことになるんじゃない。そうでないと、背景の法解釈の根拠が定かでないのに言えないですよ。これから今後聞いてみますというのは言えるけど、決算の判断基準としては、そこが議論になっておったんじゃないの、きのうから。

○ 樋口博己委員

ただ、今から厚生労働省に電話して回答が出るのであれば、加藤委員がおっしゃる話なんでしょうけど。

○ 加藤清助委員

だから、一般質問からどっだけ日にちがあったのと言うとるんですわ。

○ 小川政人委員

第6号を出さなんだのはちょっとおかしいのと違う。これははっきり、しなければならぬと書いてあるやろ。面接しなければならぬと書いてあるのに。だから、居宅を訪問し、と書いてあるんやで、それを事業所で面談したからいいわとの考え方にはいかんと思うんやけど、やっぱりこれ、小出しにしたらあかんわ。きちんと、都合の悪いところを出さんというのは、まして用意もしてあってさ。きのうきちっとあれだけ加藤さんが資料を出してと言っておるんやで。体質やな。

○ 清水あけぼの学園長

済みません、言いわけがましくなるんですが、昨日私がこの障害児相談支援費の算定についてという説明をさせていただいたというところで加藤委員のほうから資料請求という、

この部分を比較をしろというような認識で私はおりましたもので、こういう資料を作成させていただいたところでございます。

ただ、こちらのほうにも当然（１）のほうに居宅訪問ということは明記されておりますので、そういうものということで解釈しておりました。申しわけございません。

○ 小川政人委員

そうやって言われると一言言いたくなるんやけど、第１号のところは訪問による障害児及び家族への面談等と書いてあって、あなた方はよく似たことをしておるんやと、あけぼの学園で児童・保護者と面談してよく似たことをしておるで、それによってよほど問題があれば居宅訪問をやっておったということなんやわな。それが１割なんやわな。でもこれは、第６号は１００％やれって書いてあるんやで、しなければならぬときちんと書いてあるんやで、そこの大事なところをすりかえていったらあかんで。第１号やとそれでもしよないのかなとか思うたるけれども、かわりのものをしておるなというふうには思うたるけれども、第６号でいくと、もう完璧にしなければならぬとなっておるんやで、それは大きく違いますに。それと、お金返す返さんという話が出るか出やんかは知らんけど、遵守をしていないことは間違いない。

○ 市川子ども未来部長

いろいろと済みません、混乱を招いておることについておわび申し上げます。

居宅への訪問について、これはもう議場でも答弁をさせていただきましたけれども、完全には実施できていないということについて、これはもう深く責任を感じております。体制が足りていないということも、これも事実でございます。実際に、放課後等デイサービスであったりとかさまざまなサービスが増加していく中で、どんどんどんどん、やっぱり計画を必要とされる方がふえていくと。その中で、現場がどうしたら、ご自分で計画を立てるセルフプランを減らせるかというところに重きを置いて考えた結果がこのような事態になっているのかなというふうに考えております。

実際に、居宅を訪問しなさいということがきつく言われているのは、以前に同じように、障害者に、相談の支援事業計画を作成するというような事業は以前からあったんですけれども、電話で確認をして支援を決めるというような例もあったということで、やっぱり居宅訪問が重視されてきたというふうな流れであるというふうに私自身は理解をしております。

す。あけぼの学園におきましては、保護者と一緒にお子さんが来ていただき、そして動きの状況等……。あけぼの学園は相談支援事業所でもあり、またサービスを提供する事業所でもあるというところが単独の相談支援事業所とはちょっと異なる。相談支援事業計画を立てるところでサービスも提供ができるということもあり、専門職もおりますので、より詳しくお子さんの状況を見ることはできるという部分はあったと思います。

ただ、委員の皆様からご指摘を受けましたように、この基準を素直に読めば、やはり自宅への訪問が必要であるというような読み込みになるのかなという考えでおりますので、できる限り早期の改善に向けて、体制のことにつきましても、本会議でも答弁させていただきましたが、全庁的にちょっと関係部署と一緒に検討ができるような体制をつくって方針を固めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○ 荒木美幸委員長

ありがとうございます。

○ 小川政人委員

部長の言われるとおりになんやけど、だから、専門員という人は資格がいるんやろ。資格を持っていないとあかんわけやろ。どういう資格かようわからんけど。

○ 市川こども未来部長

私が申した専門職と言いますのは――専門員と言いますか専門職は――あけぼの学園に心理判定員、それから作業療法士、理学療法士といった専門職がおります。そういう専門職がどんな支援が必要かというのをお子さんと保護者さんとのお話から判断ができると、そういう意味でございます。

○ 小川政人委員

だから、幾つかの資格で。一つの資格でできるという。

○ 市川こども未来部長

これは非常にややこしい制度なんですけれども、いろいろな資格の方が相談支援専門員

になることができます。いろんな資格を持ち、なおかつ経験年数が一定年数ある方が県の研修を受けて相談支援専門員になるというシステムになっております。

もっと申し上げれば、相談支援専門員の研修を希望される方の人数は結構多いんですけども、現状、県のほうもなかなか体制が追いついておらず、研修を希望される方全員が研修できていないという状況もあります。これについては、県に対して枠を広げていただくように要望を申しておるところでございます。

○ 小川政人委員

だから、1名だけじゃないやんか、専門資格を持っている人、11名おると言うんやろ。ほかの仕事を外したらええだけやで、ほかの仕事は資格の要らない人が当たったら。ほかの仕事がそんなに資格が要るか要らんかようわからんけど、別に11名もおるんやで、その人をそこへ張りつけたらいいだけの話の世界かなと思うんやけど。だから、資格を持っている人が足らんことはないんやわな。おるんやけど、余分な仕事、違う仕事も兼務させておるであかんのかもしれん。

○ 荒木美幸委員長

それに対して。

○ 清水あけぼの学園長

済みません、もともとあけぼの学園は保育士であったり、先ほど部長が申しましたように、心理判定員だったり、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士とか、そういういわゆる資格を持った集団でございまして、それぞれが、例えば児童発達支援——お子様が通っていただいて支援を行うこと——とか、個別支援——1個ずつ心理とか言語とかの訓練——とか、そういうものを担当しております。その担当者に相談支援の資格を取っていただいて、それぞれの空き時間で今計画を立てておるといのが現状でございまして、なかなかその中の1人をこの仕事にということになりますと、そちらの仕事が今度はまたキャパを超えてきて、利用したいという希望者に対して対応ができなくなっていくというのが今の現状でございます。

○ 小川政人委員

そんなことを議論しようとは思うとらへんのやけど、対応が足らんという話の世界で、人が足らんという話の世界やったで、11名も、ほかにも資格がある人がおるやないかという話。

この支援員にならなくても、ほかのそういう専門の人たちを別から雇ったらそれで済む話で、そこ、違いますに。専門員の資格を持っておる人と、またいろいろな療法士の資格を持っておる人と、同じではないわけやろ、研修を受けてやって来るんやから。だから、それは今回できちっと仕事ができやんということがわかったで、多分市のほうもちゃんとしてくれると思うけど。だから、そこをわからせるように質問をしてくれたんちゃう、伊藤修一議員は。だからきちっと体制をせいよという。その中で、ここは決算やで、お金を余分に請求したのかせんのかという話になってくるで、どういう展開になるのかなという。

○ 荒木美幸委員長

ずっと理事者のほうからもご説明がありますように、県の判断がまだおりていないという段階で、その法が守れているのかいないのかということは、今、明確なご返答はいただけないと思っております。

先ほど部長のほうから、一番大事なことは、このご指摘を受けて今後の体制をどう立て直していくのかという部分であるかと思いますが、それについては、先ほども部長のほうからも答弁がございました。

また、本会議におきましても、市長のほうからは県からの問い合わせが返ってくれば、庁内で会議を持ち、法令違反があれば直ちに是正をしていくと。保護者に不安を与える事象であれば速やかに改善を行い、第三者評価制度を検討していくといったようなご答弁もあったかと思えます。私たちといたしましては、この解消、あるいは部長の今後のこういうふうにしていくという強い意志をここは私たちも、議会として信頼をして、この決算認定のほうは進めていきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか、皆様。

○ 萩須智之委員

委員長のお言葉、本当にありがたいですね。市長もそのつもりでみえる。

二つだけちょっと確認させていただきたいんですけれども、居宅訪問にかわる程度の調査があげばの学園だからできるというふうなニュアンスに受け取らせていただいたんですけど、そういう特殊な技能集団においては、各戸訪問に当たるほどの情報は各自保護者か

ら得られるというふうに解釈していらっしやったのかなというふうに思います。それで、普通の支援センターと違うということを強調されたと思いますので、そこら辺をもうちょっと詳しくお伺いしたいのと、もう明らかに人員が足りていないなということはよくわかりまして、今回、これ決算ですので、まあ、そやなということまでなんでしょうけれども、来年度以降、支援員をふやすなりどういう対応かわかりませんが、体制を具体的にどう変えるかという計画があれば示していただければよいなと思うんですけど。

○ 市川子ども未来部長

荻須委員からご質問いただいた件、2点につきましてお答えしたいと思います。

先ほども申しましたように、あけぼの学園での面接を行っていたというのは、とにかく急増する相談支援の利用計画の希望者の方に対応していくため、何とかたくさんの方に対応したいという気持ちから、現場のほうでそのような判断をしていたと思っております。

あけぼの学園には、障害者の方はお一人で面接にお見えになりますので、ちょっと聞き取りが難しかったりすることがあるんですけども、あけぼの学園に通われるお子さんというのは非常にまだ年齢が小さい、1歳、2歳というところがございますので、必ず保護者さんと当然お見えになります。保護者の方から、日常の生活状況であったり家族構成であったりということを家庭訪問したときと同様に確認することができるというのが1点。そして、あとお子さんの障害の状況、これをあけぼの学園のサービス提供の施設、例えば遊具であったりとかホールであったり、そういうところで動き等の確認もしながら相談支援の利用計画が立てられるというところで、そのような扱いをしてきたということがございます。

今後の、明らかに人員が足りていないという面につきましては、先ほど委員長のほうから市長が本会議で答弁した中身のご紹介がございましたけれども、やはり全庁的に議論をしていかなければいけないところでもありますし、うちの部といたしましても、こういった議会においてご指摘を受けたということを重く受けとめまして、専門の職員、専任が現在1名というところがございますので、この専任を、少なくとも専任換算をしている2.9名、ここには絶対に到達できるように人員体制の確保を図っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○ 小川政人委員

あのさ、そうやって忙しいでとか要望が多いでというのは言わんほうがええんちゃう。そんなこと言うんやったら、待機児童多いで保育園の定員オーバーしてもとっていくのかという話にもつながっていくでな。それはそれで言わんほうがええと思うわ、俺は。言いわけにしか聞こえやへんで。

もう一つは、委員長はまとめていこうとされたんだけど、僕は、これはやっぱり全体会で、財政経営部も総務部もかかわることであるもので、全体会でもう一回議論をして、できたらそれまでに厚生労働省にきちっと問い合わせをするなりをして、答えが出てくるように努力をしてほしいなという、私の意見です。

○ 荒木美幸委員長

その努力をするという点だけご返答ください。

○ 市川こども未来部長

ほかの事業所さんにも影響してくるようなお話でございますので、県を通じてきちんと回答をいただきたいというふうに考えております。

○ 荒木美幸委員長

他にございますか。

(なし)

○ 荒木美幸委員長

他に質疑もございませんので、この件につきましては、この程度とさせていただきます。そのほか、決算認定にかかわる部分でご質疑などはございませんか。

(なし)

○ 荒木美幸委員長

なしとのお声をいただきました。それでは、これにて質疑を終了させていただきます。

では、これより討論に入ります。

討論のある方は挙手にてご発言願います。

(なし)

○ 荒木美幸委員長

別段討論もないようですので、これより分科会としての採決を行いたいと思いますがよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 荒木美幸委員長

では、異議なしと認め、原則どおり採決を行います。

なお、全体会へ送るか否かは採決の後にお諮りをいたしますのでよろしく願いいたします。

では、議案第7号平成28年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定のうち、一般会計歳出第3款民生費、第1項社会福祉費（関係部分）、第2項児童福祉費（関係部分）、第4款衛生費、第1項保健衛生費（関係部分）、第3項保健所費（関係部分）、第10款教育費、第1項教育総務費（関係部分）、第4項幼稚園費、第5項社会教育費（関係部分）につきましては、認定すべきものと決することにご異議はありませんか。

○ 小川政人委員

僕は保留。さっきの部分については判断……。

○ 荒木美幸委員長

ご異議なしと認め、本件は認定すべきものと決しました。

続きまして、全体会へ審査を送るべき事項につきまして、委員の皆様からご提案がございましたら、ご発言願います。

○ 小川政人委員

さっきのあけぼの学園の件について、全体会に送ってほしいと思います。

○ 荒木美幸委員長

全体会審査へ送るべき理由として、お願いをいたします。

○ 小川政人委員

まだ、これ返還しなくてはならないかどうかはわからないし、それから、きちっとルールどおりに仕事がやられていなかったことは間違いない。その中で、やはり人も足らなかったということは大きな問題やろうと思っています。そこについては、やはり部長も言われたように、3部体制とか、きのう言われたと思うんやけど、総務部、それから財政経営部の問題にもなっていくもので、その辺をきちっと全体会で議論をしたいなというふうに思います。

○ 荒木美幸委員長

というご意見をいただきました。

他にございますか。

○ 加藤清助委員

小川さんの全体会に送るあれの理由はそれはそれでいいと思うんですけど、その前に、部長に求めた、居宅訪問しなければならない、のそれについて、うちだけじゃないけど、ほかにも影響する話なんだけど、その厚生労働省の見解が出るめどがいつ頃、めどがあるのか、全体会になってもそのことが何にもないと、また一緒の議論にならへんかなと思うんやけど、ええんやろか。

○ 小川政人委員

僕も厚生労働省のことやでどうなるかようわからんけど、結局ルールではせなあかんようになっておるわけやで、厚生労働省がせんでもええよというわけではないと思うんやけど、そこで、ただ、いや、これについて、障害児支援利用計画の策定の費用が払われているわけやけど、それを返せと言うか言わんかはちょっとようわからんところはあるんやけど、でも、ここだけでやるよりも、きっちり人員ふやさせていくことも大事やで、僕は全体会

に送るということで思っています。

○ 荒木美幸委員長

ありがとうございます。

他にご意見ございますか。

(なし)

○ 荒木美幸委員長

では、皆様にお諮りをさせていただきます。

全体会に送ることに対しまして、皆様に挙手をしていただき、それによって決めさせていただきますしたいと思います。お願いいたします。

本件につきまして、全体会に審査を送ることに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○ 荒木美幸委員長

賛成少数でございます。よって全体会に送らないことといたします。

以上で、議案第7号平成28年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定のうち、こども未来部所管部分についての審査を終了いたします。

ではここで、休憩を挟ませていただきます。11時30分まで休憩とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

11：17 休憩

11：30 再開

○ 荒木美幸委員長

それでは、これより予算常任委員会教育民生分科会を始めさせていただきます。

議案第12号 平成29年度四日市市一般会計補正予算（第3号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第3款 民生費

第2項 児童福祉費

○ 荒木美幸委員長

ここからは、予算常任委員会教育民生分科会としまして、議案第12号平成29年度四日市市一般会計補正予算（第3号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第3款民生費、第2項児童福祉費についてを議題といたします。

本件につきましては、議案聴取会におきまして追加の資料の請求がございませんでしたが、理事者のほうから追加で参考資料としてご用意をいただいておりますので、お手元にお配りをさせていただいておりますので、ご参照ください。

では、質疑を行いたいと思いますので、ご質疑のある委員の方は挙手にてご発言をお願いいたします。

（発言する者あり）

○ 山口こども未来課長

済みません、資料の箇所の確認ですけれども、01本会議、06平成29年8月定例会議の22番ではないでしょうか。補正予算参考資料のほうをお開きください。

○ 荒木美幸委員長

22番の3ページですね。

皆さん、お手元の資料、大丈夫ですかね。

ご質疑のある方はご発言願います。

○ 加藤清助委員

この学童保育事業費の補正ですよ。

○ 荒木美幸委員長

そうです。

○ 加藤清助委員

この手元の参考資料は、補正予算参考資料のどれと連動しているのかだけ教えて。

○ 山口こども未来課長

こちらの資料の中の（３）新設に係る建築費等補助というので、当初予算のほうが川島、下野の２カ所でしたが、今回の補正で皆さんにお諮りしたいのが大矢知の学童保育所のほうから新たに建設をしたいという申し出がありましたので、それに合わせて大矢知の学童保育所についての平面図と位置図をお配りさせていただきました。

以上です。

○ 加藤清助委員

大矢知のをふやすもんで、その分の補正が1300万円ということによろしいですか。

○ 山口こども未来課長

そのとおりでございます。

○ 加藤清助委員

ありがとうございます。

○ 荒木美幸委員長

他にご質疑はございますか。

○ 加藤清助委員

大矢知が３番目の学童保育所の新設ということで聞いていますけど、第１、第２があると思うんだけど、それではオーバーしているから、新設という地域でのあれになって整ったんだと思うけど、そこら辺の実情はどうなんですか。きのうは待機児童が、ここが含まれておったんかということも思い出しながら説明してください。

○ 山口こども未来課長

昨日説明させていただきました5月1日付の三重県からのについては、三重県の基準に基づいて待機児童があるかないかという形になって、大矢知学童保育所さんからの回答については待機児童なしというような形でいただいております。

それから、先ほど、きのうもお話もありましたけど、やっぱり七、八百名の児童を抱える大規模校ということもありまして、我々は潜在と言っているんですけども、あそこが今混んでいるから、もう初めから申し込まないという潜在の待機があるのではないかといいことで思っております。

これ、今60名規模で新たに第3学童保育所を建設するんですが、それによって逆に今、申し込みにも行っていなかった保護者さんがまた一気にふえるのではないかといい形で思っております。

以上です。

○ 三平一良委員

昨日の報告は、大矢知の待機児童というのはゼロだったんですけど、実はことしの4月、受け付けにみえたけれども、受け付けを断った児童というのが30名いる。だから、それは待機児童なんだけど、申込書を出していないので。その時点で申込書を出すのを断った児童というのが30名おりまして、これはもう待機児童だと思っております。そういう方がみえるので、実態の待機児童30名ということでは思っていた方がいいんですが。

○ 荒木美幸委員長

それに対してコメントはいただきますか。いいですか。

○ 三平一良委員

もうそれは知ってみえると思うんですけど。

○ 山口こども未来課長

先ほど申しました中身で、例えば県の調査ですと、申請を出したけれども、やっぱりだめでしたという形のもののカウントになりますので、三平委員がおっしゃられた、出す前に申込書の提出を断ったとなってしまうと、待機児童の扱いとはならない。世間で言う潜

在というふうになって、それは我々も了解しております、昨年度から第3学童保育所について、新たに建てたいということは、運営委員会さんのほうからも再三お話がありましたので、我々も支援してきたところでございます。

以上です。

○ 加藤清助委員

だけどさ、県の調査ではと言うけど、これ、市ももっとちゃんとしっかり実態を把握せなあかんと思うんやわね。当然補助申請が出てきているわけだから、新規の開所について補助金申請をしてきている、それは当然さっき定員60名というふうな話やったけど、実態がどうであるかということを経査して、新たに3番目の学童保育所が必要だということを経断して補助を補正で上げて出すわけですよ。

だから、県の報告では待機児童はありませんけれども、実態はそういうことがあるということは、周りの人や地域の人にもわかっているし、そのことを補助金を出す市側も、実はこういう実態なんですとかということを経握して補正の説明を行っていくというのが常道じゃないかなと思うもんで、そこら辺はちょっと説明が不足かなと受けとめました。補助金は出していかなあかんと思うんやけど。

○ 山口こども未来課長

申しわけございません。こちらのほうの説明不足でございました。

○ 荒木美幸委員長

他にございますか。

○ 萩須智之委員

加藤委員がご心配なされること、きのうも言いましたけど、全生徒に対してアンケートやったらいいんじゃないですか。何でそんなことせんのかというのは昔から不思議なんですけれども、私も保育園のとき、自営でお父さん、お母さんもいらっしゃる、おばあちゃん、おじいちゃんおるのやったら、もう出さんといってくださいということでしたから、申請に至らないというのがよくあると思うんですね。

はっきり言って100人ぐらい潜在需要が多分あると思います、大矢知には。ですから、

そういう、積極的に実態調査をするというのを一つお願いさせていただきます。要望です。

○ 荒木美幸委員長

要望ということで。

他にございますか。

(なし)

○ 荒木美幸委員長

なしとのお声をいただきました。

では、他にご質疑ございませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に移ります。

討論のある方は挙手にてご発言願います。

(なし)

○ 荒木美幸委員長

討論もないようですので、これより分科会としての採決を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 荒木美幸委員長

では、原則どおり採決を行わせていただきます。

なお、全体会に送るか否かは、採決の後にお諮りをさせていただきます。

議案第12号平成29年度四日市市一般会計補正予算（第3号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第3款民生費、第2項児童福祉費につきましては、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 荒木美幸委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものといたしました。

全体会へ送るべき事項については、ご意見はありますでしょうか。

(なし)

○ 荒木美幸委員長

では、全体会へ送らないことといたします。

ありがとうございます。

[以上の経過により、議案第12号 平成29年度四日市市一般会計補正予算（第3号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第3款民生費、第2条児童福祉費について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 荒木美幸委員長

以上で、議案第12号平成29年度四日市市一般会計補正予算（第3号）のうち、こども未来部所管の審査を終了いたします。

理事者の入れかえはございませんね、この後。一部ございますか。このままでよろしいですね。

11：41休憩

13：28再開

○ 荒木美幸委員長

続きまして、所管事務調査といたしまして、平成29年度第1回四日市市青少年問題協議会及び第1回エスペランス四日市運営協議会について一括して報告をいただきます。

資料の説明をお願いいたします。

○ 山口こども未来課長

こども未来課、山口です。よろしくお願いします。

タブレットではフォルダ03教育民生常任委員会の09平成29年8月定例会議会の09こども未来部（所管事務調査資料）の3ページをごらんください。よろしいでしょうか。

では、本年7月21日に開催されました青少年問題協議会を報告させていただきます。

最初に、警察のほうから少年非行についての現状報告がありまして、喫煙、飲酒、深夜徘徊している青少年が減少する一方、インターネット空間での犯罪が増加しているとの課題も出されました。

青少年育成室のほうからは、3歳児健診時での保護者への啓発活動等の報告がありまして、会議全体の中ではSNSの危険性に対する学習や啓発が必要、また、小中学校におけるネットモラルの指導、それから、家庭でのルールづくり等、学校、家庭、それから関係機関が連携して取り組むことが大切であるとの意見が出されました。

説明は以上です。

○ 竹野こども未来部次長兼こども保健福祉課長

こども保健福祉課竹野でございます。

同じく資料の4ページで、平成29年度第1回エスペランス四日市運営協議会報告でございます。

ことしの7月12日に1回目の運営協議会が行われました。その中で出ました、まず、エスペランス四日市からの現状報告といたしましては、エスペランス内の行事等で担当児童と職員のかかわりが密になり、結果といたしまして、幼稚園、学校等の行事に元気に児童が参加できるようになった、愛着形成につながったということがございました。

それから、保護者に対しましては、児童により関心を持ってもらえるよう、幼稚園、学校行事への参加促進の働きかけを行っていただいています。

それから、ショートステイの窓口として、家庭状況に応じ送迎、それから、夜間休日の緊急対応を行ったという報告がございました。

2番目に、各委員からの主な意見としまして、まず、市のほうからは、ショートステイの効果的な利用ということで、経済やメンタル面での課題のある保護者のレスパイト、そして、子供の健全育成につながったのではないかという意見がございました。

それから、泊山小学校からは、手厚いエスペランスの職員の支援によりまして、入所児

童が学校内で落ちついてきたというような状況がありました。

北勢児童相談所からは、委託による一時保護など多くの事業を担っていただき、大いに助かっているとの意見でございました。

民生委員児童委員からは、地域行事に参加してもらうことで、入所児童が明るくなったのではないかとの意見がございました。

最後に、エスペランス四日市のほうからも、この4月に乳児院さらを開所するなど、今後とも手厚い支援ができるように努めていきたいということがございました。

以上でございます。

○ 荒木美幸委員長

ありがとうございます。説明はお聞き及びのとおりでございます。

質疑のある委員の方は、挙手にてご発言願います。

○ 豊田政典委員

最初の青少年問題協議会のほうですけど、3ページの一番下に四つほど意見があるんですが、いろんな団体の代表者が集まってきていると思うんですが、こういった意見が出て、それをどのように各団体では生かしているのか、あるいはこの協議会として次の展開があるのか、そのあたりどうなっているんですか。

○ 小林こども未来課青少年育成室長

それぞれ意見をいただきまして、それぞれの団体が出ていただいております。意見はそれぞれの団体の特徴や思いから出していただいたんですが、これについては、全てについてどのように活動していただくということまでは、この場での言及はありませんでしたが、私ども、ここの啓発が今後も必要、それから、家庭でのルールづくりについて話し合う機会をふやしていくということで、これをもとにまた次の事業への展開をしていきたいと思っております。

また、教育委員会、それから、それぞれ市PTA連絡協議会の代表、そのほかの団体も含めて、これを受けて、また次の年度末の会議でどのようなことが言えるかというようなことでご意見をいただくというように考えております。

○ 豊田政典委員

そうすると、こども未来課、教育委員会、それから、各参加団体がそれぞれ出された意見について対応を話し合って実行するというふうに、今回平成29年度の第1回ですけど、第2回、第3回と連続していく、そんなストーリー、そんな流れが想定されているという理解でいいですか。

○ 小林こども未来課青少年育成室長

全てそう言い切れるというわけではないんですが、少なくとも我々青少年育成室のほうでは、いただいた意見を反映するように他機関と連携しながらやっていきたいと考えております。

○ 豊田政典委員

何でこんなことを聞いているかという、私もかつて出たことがあって、50人ぐらい出たんですけど、発言したのは2人ぐらいで、あとは充て職の議員がしゃべっておただけだったんですよ。1回だけしかなかった、年間。そんなことで何度か指摘はしてきている会議なので、いろいろ有効性を高める取り組みと、改善と。実がない会議であれば、もうやめたほうがいいと僕は思っていますので、そのころから変わっているのではないかと期待しながら聞いていますが、意見です。

○ 小林こども未来課青少年育成室長

年に2回ですので、当時は年1回ということで、そこへ出てきて、私どもが提案することに対してなかなか意見が言いにくかったというような歴史があるのかもわかりませんが、年2回ということで、我々もやる以上は何か実になるような状況で考えたいと思っておりますし、豊田委員言われますように、今後できるだけそれが実になるような展開についても工夫していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○ 荒木美幸委員長

豊田委員、よろしいですか。

他にございますか。

(なし)

○ 荒木美幸委員長

他に質疑もありませんので、本件はこの程度とさせていただきます。

ここで委員の皆様にお願いがございます。

少し確認をしたい事項がございますので、ここで一旦休憩をとらせていただきたいと思います。こちらの時計で50分まで休憩をとらせていただきます。よろしく申し上げます。

こども未来部の皆様、そのままお残りいただきますようよろしくお願いいたします。

休憩をとらせていただきます。こちらで確認をしたいことがございます。申しわけございません。

13:38 休憩

13:51 再開

○ 荒木美幸委員長

では、休憩前に引き続きまして会議を再開させていただきます。

ここで事務局より説明を求めます。

○ 大森議会事務局副参事兼課長補佐

済みません、事務局、大森でございます。

先ほどのこども未来部の議案第7号平成28年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定につきまして、簡易採決において進めていただきました。ただ、その際に小川委員から保留という発言もございましたが、簡易採決という形で進めていただきました。

その際に、小川委員からは、保留ということは簡易採決に対する疑義ということで、四日市市議会会議規則の第131条、簡易表決を規定している部分につきまして少し読ませていただきます。

委員長は問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、委員長は可決の旨を宣告すると。ただし、委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は起立の方法で表決をとらなければならないと、このような形の規定

になっておるといところでございます。よって、異議ということであれば、挙手による採決をしていただくという形になろうかと思えます。

以上でございます。

○ 荒木美幸委員長

という説明でございます。

よって、大変皆様には恐縮でございますが、もう一度そういう形で採決をとらせていただきたいと思えますが、よろしいでしょうか。

○ 小川政人委員

僕は賛成はしていないからね。認定に賛成はしていない。

○ 荒木美幸委員長

それでは、再度採決をとらせていただきます。

議案第7号平成28年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定のうち、一般会計、歳出第3款民生費、第1項社会福祉費（関係部分）、第2項児童福祉費（関係部分）、第4款衛生費、第1項保健衛生費（関係部分）、第3項保健所費（関係部分）、第10款教育費、第1項教育総務費（関係部分）、第4項幼稚園費、第5項社会教育費（関係部分）につきまして、認定すべきものと賛成する方の挙手を願います。

（賛成者挙手）

○ 荒木美幸委員長

賛成多数、よって、本件は認定すべきものと決しました。ありがとうございます。

〔以上の経過により、議案第7号 平成28年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定のうち、一般会計、歳出第3款民生費、第1項社会福祉費（関係部分）、第2項児童福祉費（関係部分）、第4款衛生費、第1項保健衛生費（関係部分）、第3項保健所費（関係部分）、第10款教育費、第1項教育総務費（関係部分）、第4項幼稚園費、第5項社会教育費（関係部分）について、採決の結果、賛成多数によ

り認定すべきものと決する。]

○ 荒木美幸委員長

これをおもちまして、こども未来部所管の審査は全て終了でございます。

当局におかれましては、特に決算認定におきましては、あけぼの学園の件でさまざまなご意見を頂戴いたしました。厳しいご意見もございました。

新しく再来年オープンをいたします。ハードが新しくなれば、地域の方の期待、市民の期待、さまざまな期待が高まるのは当然でございます。その期待に対してどう応えていくか、これはハードだけではなく、システム、ヒューマン、これがそろわないと、いわゆるCS、利用者満足は得られないものと思っております。その点の改善をしっかりといただきまして、次回の予算につなげていただきますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。お疲れさまでございました。

○ 市川こども未来部長

ありがとうございました。

委員長のお言葉、しっかり受けとめさせていただきます。

○ 荒木美幸委員長

皆様、ご協力ありがとうございました。

それでは、理事者が入れかわりますので、しばらくお待ちください。

13：56 休憩

17：07 再開

○ 荒木美幸委員長

皆様、大変お疲れのところ恐縮でございます。

その他の項目といたしまして、まずは8月定例会議会の議会報告会及びシティ・ミーティングについてでございますが、日にちは10月16日月曜日、6時半から、今回初めての民間施設での議会報告会ということで、日永カヨーショッピングセンター様のご協力で行わ

せていただきます。

テーマにつきましては、今回冒頭で皆様にお諮りをさせていただきましたが、教育全般ということにさせていただきます。正副で考えさせていただいたんですが、今回議案に出しております中央緑地公園も大変近いところにありますし、また、笹川の小学校の統廃合であったりとか、そういった教育の話題が非常に多いところでもありますので、ということで決めさせていただきました。

このシティ・ミーティングのほうの形式なんですが、前は2グループに分けてグループ形式ということでさせていただきました、大変皆様にご満足いただけたのではないかなと個人的には思っておりますが、今回は広報的な意味合いもありますので、グループ形式にしますと、通りがかりの方が何をやっているのかちょっとわかりにくいのかなというふうにも正副で考えましたので、今回は通常のスクール形式で議会報告会及びシティ・ミーティングをさせていただきたいといふふうに思っておりますが、皆様から何かご意見ございますでしょうか。

(なし)

○ 荒木美幸委員長

ありがとうございます。

なお、当日なんですけれども、集合時間は6時とさせていただきます。

今回設営は事務局のほうにお願いをしまして、皆様の一つお願いしたいことがございます。といいますのは、今回先ほど申し上げたように、日永カヨーということで、ちょうど1階中央広場の吹き抜けのオープンスペースでやらせていただきまして、周りはお買い物のお客様が通っていくという状況のところでもありますので、できる限りそういった方々、お買い物に来た方にもちょっと足をとめていただけるような工夫をと思ひまして、6時から少しコンパクトに今回の内容を資料にまとめたダイジェスト版、できる限り文字を少なくして、わかりやすいペーパー1枚ぐらいのものをこの後つくろうと思っておりますので、ちょっとそれを皆様にご協力いただいて、ビラといいますか、まいていただいて、この後6時半から始めますので、ぜひお買い物帰りにお立ち寄りくださいますようお願いいたします。お願いできますでしょうか、皆様。

(異議なし)

○ 荒木美幸委員長

どこまで呼び込めるかどうかはわかりかねますけれども、そういったせっかくの民間施設のスタートということでもありますので、そういったことをさせていただきたいと思っております。

なお、役割分担でございますが、お手元のタブレットに配信をさせていただいております。

○ 笠井議会事務局主事

フォルダは、03教育民生常任委員会です。それで、09の平成29年8月定例会議会、その中の10番、その他（議会報告会報告担当案・事項書案）というファイルでございます。

○ 荒木美幸委員長

今回決算議会でございますので、報告する内容が非常に多うございます。四つに分けて、4人で報告の部分は担当していきたいと思いますが、実はこの委員会、非常にベテランの方たちが多い委員会でございますが、若手とは言えませんが、1期、2期、3期でここはやっていきたいというふうに思っております。ですので、一つずつ、では、一番先輩の樋口委員から一つお選びいただきまして、1、2、3、4のうちで、なさりたい項目はございますか。

○ 樋口博己委員

そう言われると、残ったやつを。

○ 荒木美幸委員長

残ったのですか、ありがとうございます。

じゃ、恐れ入ります、萩須委員もご協力いただけますでしょうか。

ご希望の部局がございましたら。どこでもいいですか。

○ 萩須智之委員

お任せします。

○ 荒木美幸委員長

では、もう上からよろしいですか。

じゃ、こども未来部を荻須委員、樋口委員は、じゃ、健康福祉部の前段のところ、二つに分けてありますので。あと、副委員長は健康福祉部で、私が教育委員会ということでさせていただきます。

なお、司会進行につきましては、副委員長に兼ねていただくということでよろしく願いをしたいと思います。

以上が議会報告会の件でございます。

11月定例会議会の議会報告会についてでございますが、これはもう皆様ご承知の方もいらっしゃるかと思いますが、先般の各派代表者会議におきまして、市制施行120周年記念のシティ・ミーティングを1月ごろに実施をする方向で確認がなされております。

そして、議会運営委員会におきまして、120周年記念シティ・ミーティングの開催時期が11月定例会議会の議会報告会と同時期となる可能性があることから、正副議長と各常任委員長とで調整を行うことが確認されました。

これを受けまして、先般正副議長と各常任委員会委員長と協議を行いましたところ、11月定例会議会の議会報告会につきましては、通常の実施方法ではなく、この120周年記念シティ・ミーティングへ一本化してはどうかとの議論となりまして、その方向で一致いたしましたので、皆様にご了承願いたいと思います。

なお、具体的な実施の検討については今後広報広聴委員会において議論いただくことになっておりますので、ご承知おきをいただきたいと思いますというふうに思います。

続きまして、所管事務調査の件でございますが、今後の所管事務調査については、まず、1回は議会報告会の意見の集約の関係上とらねばなりません、皆様から所管事務調査の提案がありましたら2日ほどかかるかなというふうには思っておりまして、2日押さえないと思っております。

手帳をお持ちではいらっしゃらないですか、済みません。

まず、第1候補としまして、10月の後半ですが、10月27日の金曜日の午後、あるいは10月25日の水曜日、午前または午後ということで日程を調整したいと思っておりますが、できる限り皆様のご都合のいいときと思っておりますけれども、この日のこの時間帯はN

Gという方がいらっしゃいましたらお知らせいただけますか。

○ 樋口博己委員

27日が済みません、予定あります。

○ 荒木美幸委員長

ということは、25日というところですが、午前、午後、ご希望はございますか。よろしいですか。ご都合の悪い方はいらっしゃらないということで。

(発言する者あり)

○ 荒木美幸委員長

申しわけございません。

では、10月25日水曜日の午前でまず1回目をとらせていただきたいと思います。

2回目が11月に入りますが、11月10日の金曜日の午後あるいは11月14日火曜日の同じく午後、先で申しわけありませんがこの日程から1日選びたいと思いますが、ご都合の悪い日程等は。

○ 小川政人委員

議長会のフォーラムが入ってなかったっけ。14日も何か用事が入っておったな、そこら辺。

○ 藤田真信委員

14日は防災対策条例調査特別委員会です。

○ 小川政人委員

午前な。じゃ、午後はあいておる。

○ 樋口博己委員

午後がいいですね。

○ 荒木美幸委員長

10日ですか。10日の午後が。

○ 樋口博己委員

14日の午後だと、防災対策条例調査特別委員会が終わって午後にはできるなという話ですよ。

○ 荒木美幸委員長

そういうことですね、午前が防災対策条例調査特別委員会。

では、いかがいたしましょうか。14日ですか。

ご意見がありましたら、どうぞ遠慮なくおっしゃってください。

ご都合が悪い日はないでしょうか、まず先に。

○ 萩須智之委員

会派視察のほうは14日の夕方からとなっていて、午後一はいいとは思いますが。

(発言する者あり)

○ 荒木美幸委員長

では、その辺も少し配慮させていただきまして、10日の金曜日の午後は皆様いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、一応2日押さえさせていただきます。10月25日水曜日の午前、そして、11月10日の午後の2回です。

○ 樋口博己委員

午後は1時ですか。

○ 荒木美幸委員長

13時30分からとさせていただきます。

次に、所管事務調査のテーマであります。皆様からご提案がありましたらお受けをさせていただきたいと思いますが、特にございませんか。なければ、正副に一任をさせていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 荒木美幸委員長

では、正副に一任をさせていただきます。

なお、今押さえた日程ですが、所管事務調査の内容によっては2日目がもしかしたら1日で終わるケースもありますので、その辺は少し内容等を吟味しないとわかりませんが、こちらのほうで所管事務調査は設定をさせていただきたいと思います。

次に、実は産業生活常任委員会さんのほうから当委員会に合同の所管事務調査をできないかというご提案がありました。これは何のテーマかといいますと、農福連携でございます。農福連携について、教育民生常任委員会と、それから産業生活常任委員会とが所管する分野でありますので、一緒にやりたいというようなお申し出がありました。もちろんまだ正式な申し入れではありませんので、皆様にまずインフォメーションさせていただいて、ご意見などがございましたら、ちょっときょうは頂戴したいと思いますが、いかがでしょうか、皆様。

○ 豊田政典委員

賛成。

○ 荒木美幸委員長

ありがとうございます。

○ 加納康樹委員

全然オーケーなんですけど、10月25日でやる。

○ 荒木美幸委員長

いえ、これは今後の手続などもありますので、恐らく1月ぐらいの11月定例会議が終

わってから2月定例会議までの間になろうかと思えます。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 荒木美幸委員長

ありがとうございます。

そして、最後ですけれども、6月の管内視察の後に行っておりました理事者との意見交換会というのがございましたが、諸事情によりまして今回は延期ということで皆様にご協力をいただきましたが、一応一定の区切りがついたということで、これは委員会に任されておりますが、委員会のほうでぜひ理事者との意見交換会をやりたいというお声があればさせていただきますし、もういいんじゃないかというお声があれば、それは割愛させていただく方向で考えますけれども、これにつきまして皆様から何かご意見ございますでしょうか。

○ 三平一良委員

毎年やっとなのやったら、やったほうがいい。

○ 小川政人委員

うちはわからん。やらんというかもわからん。

(発言する者あり)

○ 荒木美幸委員長

参加もこれ強制ではありませんので、皆様ご都合がつく方でご参加いただけるようでしたら。

○ 加藤清助委員

公式会議じゃないの。

○ 荒木美幸委員長

公式ではないですので。

やめるのではなくて、やってもいいのではないかと今お声を少しいただいておりますが、では、そのように、ちょっと日程調整などもあるかと思いますが、やってもいいのではないかというご意見として承って。

○ 加納康樹委員

やるのであれば、もうとっとと早目のほうがいい。

○ 荒木美幸委員長

ちょっと日程調整ができるかどうかもありますけれども、皆様のご意見として、なるべく早いうちにやるならやりましょうということで承りました。ありがとうございます。

最後に、今回の予算・決算の分科会長報告、また、一般議案そして、請願の委員長報告については正副に一任をしていただけますでしょうか。

(異議なし)

○ 荒木美幸委員長

ありがとうございます。

長時間ありがとうございました。本日で終了できて大変よかったと思っております。

いろいろ不手際はございましたけれども、どうぞご勘弁いただきますように、ありがとうございました。

17 : 23 閉議